

所得割課税額を確認したい方

以下の手順でご確認いただきますようお願いいたします。なお、実際の補助金額の決定は、最新の情報をシステム計算するため、あくまで目安金額であることをご了承ください。

お電話や窓口で税額をお伝えすることはできません。

手順① 対象となる所得割額対応年度を確認する。

補助金額を確認したい期間（認可外保育施設のご利用期間）	
令和7年4月～令和7年8月分	令和7年9月～令和8年3月分
令和6年度（令和5年收入）の市民税所得割額	令和7年度（令和6年收入）の市民税所得割額

手順② 所得割額を見つける。

★市県民税を給与から天引き納付している方（特別徴収の方）

勤務先から通知された『給与所得に係る市民税・県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）』の“税額”欄に記載の『市町村 税額控除前所得割額④』の金額

市町村	税額控除前所得割額④
	税額控除額⑤
	所得割額⑥
	均等割額⑦

この金額です
調整控除額は除かれます。その他、裏面の注意事項をご覧ください。

★市県民税を納付書により納付されている方（普通徴収の方）

市役所から通知された『市民税・県民税 納税通知書』の“税額の明細”欄に記載の『総合分 市民税（円）』の金額

	課税標準額（円）	市民税（円）
総合分		
分離分		
山林分		

この金額です
調整控除額は除かれます。その他、裏面の注意事項をご覧ください。

※注意事項

・補助金算定における当該年申告において『寄附金税額控除』『外国税額控除』『配当控除』『住宅借入金等特別控除』『配当割額・株式等譲渡所得割額』による控除があった方は、手順②による市民税所得割を補助金算定における市民税所得割額に適用する事はできません。

・未申告の場合、課税情報の確認ができないため補助金を交付することができません。まずは確定申告をしていただきますようお願いいたします。

手順③ 所得割額を算出する。

補助金の算出根拠となる保護者の所得割額とは、

$$\text{保護者の所得割額} = \text{父親の所得割額} + \text{母親の所得割額}$$